

ウイズコロナ・ ポストコロナに向けた 税制改正

令和4年1月13日

税理士 尾川望

電子帳簿保存法に関する宥恕規定

- 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間の電子取引につき、
- 「要件①：所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについてやむを得ない事情があると認め」

↓かつ

- 「要件②：当該電磁的記録の出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようになっている場合」には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講ずる。

相続税・贈与税のあり方

- 今後、諸外国の制度も参考にしつつ、
- 相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、
- 格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、
- 資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、
- 本格的な検討を進める。

個人課税関係

- **住宅税制**

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について適用期限（2021年12月31日）を25年末まで4年延長する。

控除率は住宅借入金残高の0.7%に縮小し、控除期間は13年を原則とする。

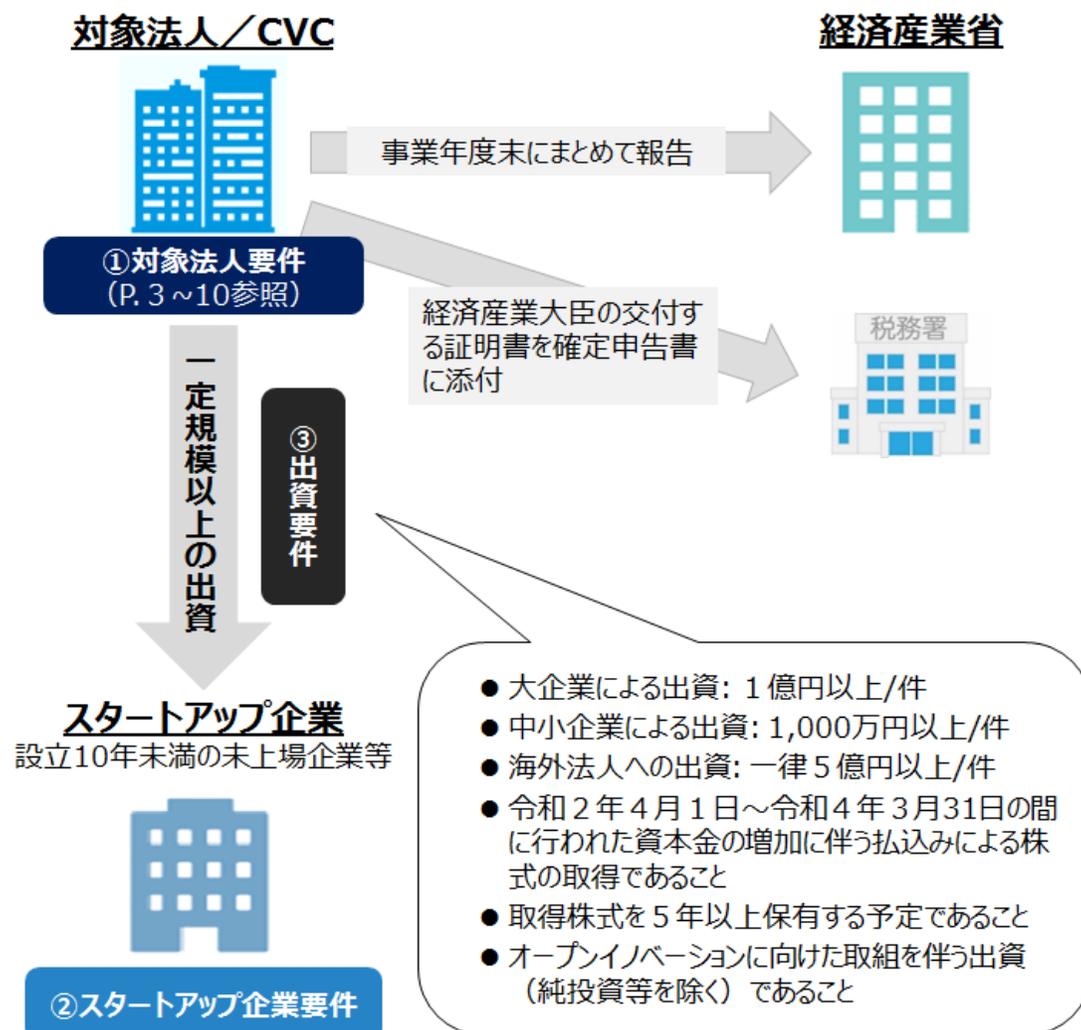
適用対象者の所得要件を3000万円以下から2000万円以下に下げる。

オープンイノベーション促進税制

- 特別新事業開拓事業者に特定事業活動として出資した場合の課税特例を2年延長する。
特別新事業開拓事業者について、赤字企業で売上高に占める研究開発費の割合が10%以上であれば、設立日以後の期間の要件を現行の10年未満から15年未満に拡充する。
対象株式の保有見込み期間の下限を3年とする。

オープンイノベーション促進税制の制度概要

株式会社等又はそのCVCが、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、そのスタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%が所得控除される制度です。（ただし、5年以内にその株式の処分等をした場合は、控除分が益金算入されます。）



- 本税制において対象法人・CVCの出資対象となるスタートアップ企業は、以下の①から⑨の要件を満たす法人となります。
- また、外国法人であっても、以下の要件を満たす法人に類するものとして認められる場合には、出資を受ける対象となります。

- ① 株式会社
- ② 設立10年未満※1
- ③ 未上場・未登録※2
- ④ 既に事業を開始している
- ⑤ 対象法人とのオープンイノベーションを行っている又は行う予定
- ⑥ 一つの法人グループが株式の過半数を有していない
 - ☞なお、法人グループにおける出資割合の算定対象は、子会社、孫会社、曾孫会社まで。
- ⑦ 法人以外の者（LPS、民法上の組合、個人等）が3分の1超の株式を有している
 - ☞すなわち、LPSや民法組合、個人投資家など、法人以外の者による出資割合が合計3分の1超である必要がある。
- ⑧ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業※3を営む会社でない
- ⑨ 暴力団員等※4が役員又は事業活動を支配する会社でない

<注意点>

- ※1 会社登記上の設立日を起算日とした出資日（現金の払込み日）までの年数により判定。
- ※2 金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社。
- ※3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業。
- ※4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年未満の者。

少額減価償却資産の取扱い

- 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除外する（所得税についても同様とする。）。
- 一括償却資産の損金算入制度について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外する（所得税についても同様とする。）。
- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

完全子法人からの配当にかかる源泉徴収不適用

- 一定の内国法人が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととするほか、これに伴う所要の措置を講ずる。
 - ① 完全子法人株式等（株式等保有割合100%）に該当する株式等に係る配当等
 - ② 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等（当該内国法人が名義人として保有するものに限る。以下同じ。）の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

(参考) 新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資が重要

- ウイズコロナ・ポストコロナに向け、**経営改革の実現**のためには、**新卒・中途採用**による**外部人材の獲得**と、**従業員の学び直し**が必要。また、従業員シェアなど、**出向受入れ企業の後押し**も重要。
- 特に、**新卒採用**はリーマンショック時に次ぐ**厳しい状況**。**第二の就職氷河期を絶対に作ってはならない**。**事業の担い手**を確保するためにも、**新卒採用の拡大**を図ることが重要。

企業の取組事例

【運送会社A社】

✓ 自社の物流インフラと膨大なデータ群を活用した事業と経営の構造改革を進めるため、**デジタル人材に特化した経験者擲枠**を創設。2021年には、**300人規模の新・デジタル組織**を立ち上げ予定。

【電機メーカーB社】

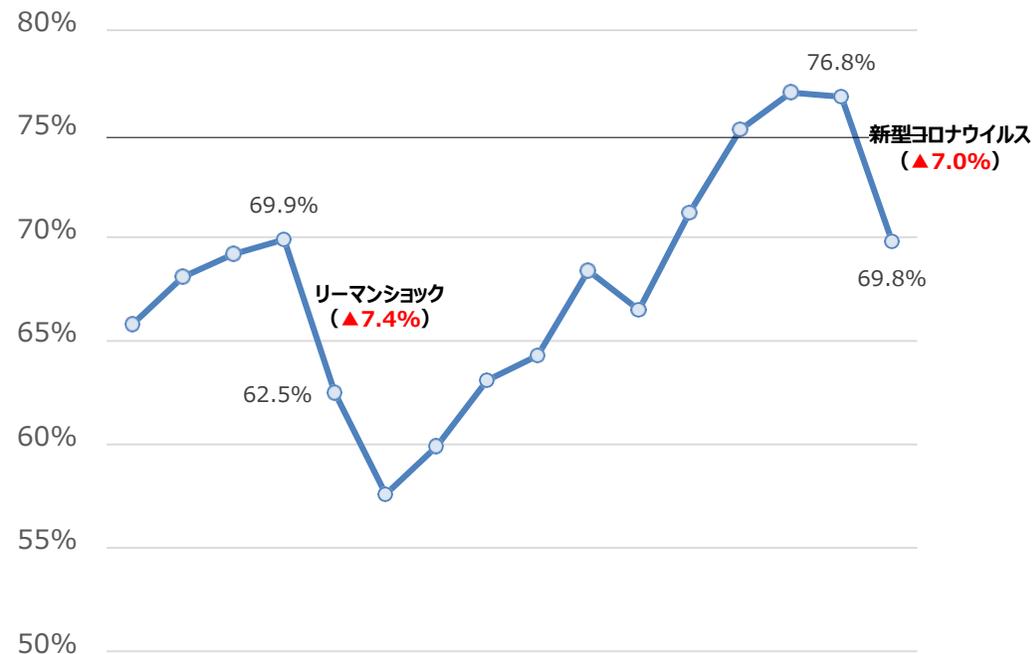
✓ **デザイン思考養成のためのアイデア着想等の研修**を含め、100以上の研修プログラムを体系化。**専門人材の育成と基礎的教育の拡充**により、2021年度にデジタル人材を**3万人規模**に拡充予定。

【家電量販店C社】

✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている企業からの**人材の受け入れ**や、**業績改善までの一時的な従業員の就労環境の提供**を行う制度を新たに創設。現在、航空会社等から**合計200名以上**の受け入れを実施。

【出所】各社プレスリリース情報等を基に、経済産業省作成

10月1日時点での大学生の就職内定率の推移



【出所】文部科学省・厚生労働省「令和2年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査(令和2年10月1日現在)」を基に、経済産業省作成

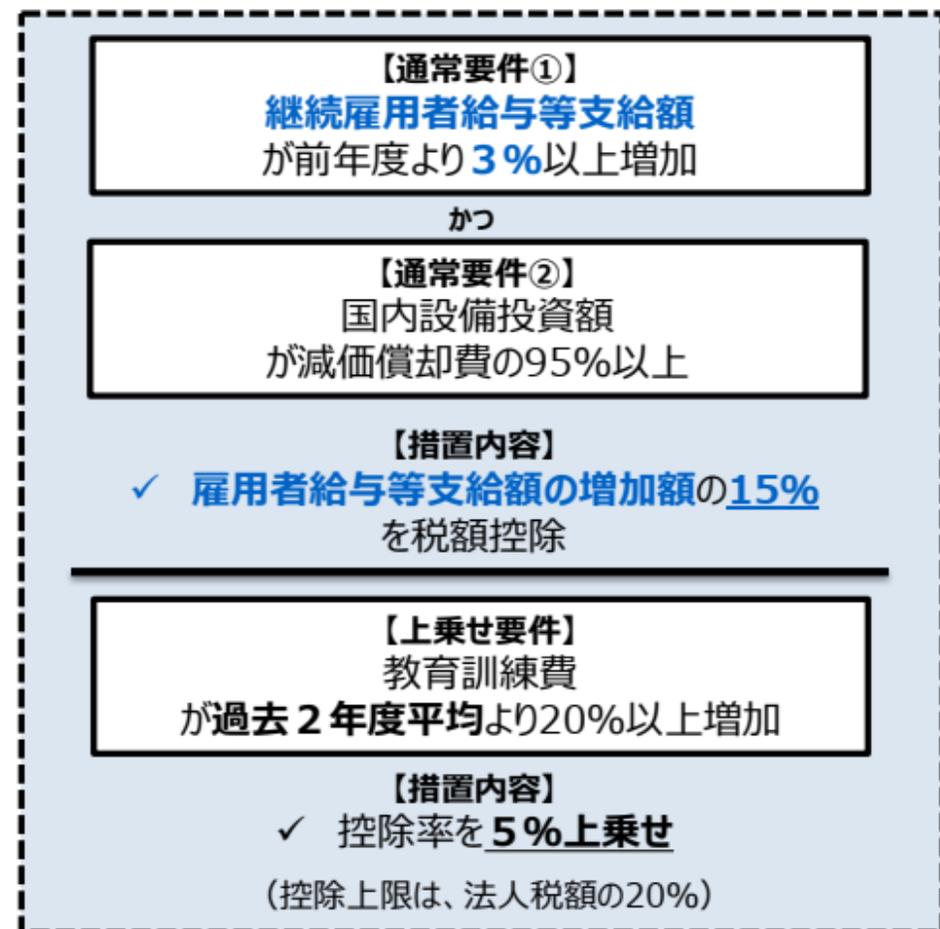
- ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現のため、**新卒・中途採用による外部人材の獲得**や**人材育成への投資**を促進する制度とした上で、延長する。

改正概要

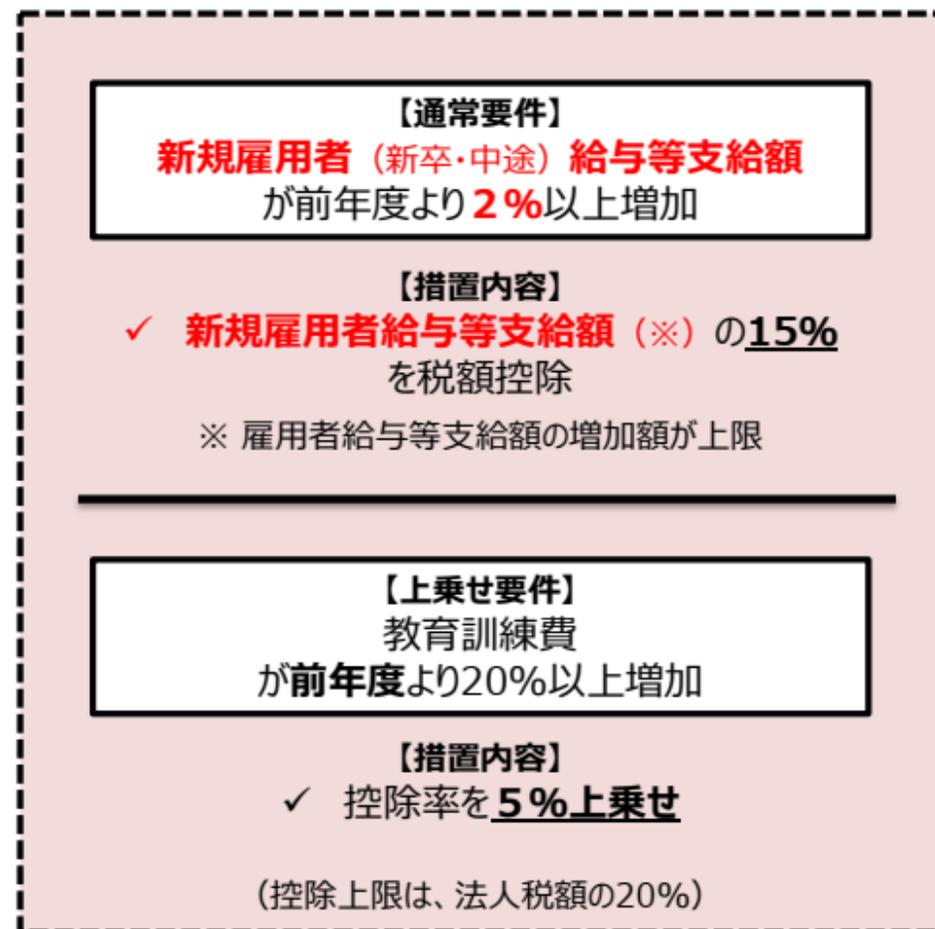
【適用期限：令和4年度末まで】

<赤字が主な改正箇所>

現行制度 (中堅・大企業向け賃上げ税制)



改正案 (人材確保等促進税制)



※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

- 経済の好循環・持続的な成長には、所得の増加を通じた内需拡大が重要。他方、新型コロナウイルスの影響により雇用環境が悪化する中では、雇用を守り、個人消費の原資となる所得の下支えが必要。
- このため、雇用を増やすことにより所得拡大を図る企業も評価できるよう、適用要件を一部見直し・簡素化したうえで、適用期限を2年間延長する。

改正概要

【適用期限：令和4年度末まで】

《現行制度》

【通常要件①】

継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上

かつ

【通常要件②】

給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上

【措置内容】

✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】

継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと

- I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
- II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】

✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除

※控除上限は、法人税額の20%

《改正案》

【通常要件】

給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比で1.5%以上

【措置内容】

✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】

給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと

- I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
- II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】

✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除

※控除上限は、法人税額の20%

雇用者給与等支給額に関する留意点

- 国内雇用者に支払った給与等の総額



- 国内雇用者には、パート、アルバイト、日雇い労働者も含む。
- 使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれない。

- 雇用安定助成金額（雇用調整助成金等）の取扱い

- 具体例

《イメージ図》

上記(1)及び(2)の見直し後の本制度の適用要件及び税額控除限度額は次のとおりとなります。

人材確保等促進税制	適用要件	$\frac{\text{新規雇用者給与等支給額(注1)} - \text{新規雇用者比較給与等支給額(注1)}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額(注1)}} \geq 2\%$ <p>《上乗せ要件》</p> $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$
	税額控除限度額	税額控除限度額(調整前) = 控除対象新規雇用者給与等支給額(※)(注2) × 15%(上乗せ要件を満たす場合には20%) ・法人税額の20%を上限)
中小企業者等における所得拡大促進税制	適用要件	$\frac{\text{雇用者給与等支給額(注1)} - \text{比較雇用者給与等支給額(注1)}}{\text{比較雇用者給与等支給額(注1)}} \geq 1.5\%$ <p>《上乗せ要件》</p> $\frac{\text{雇用者給与等支給額(注1)} - \text{比較雇用者給与等支給額(注1)}}{\text{比較雇用者給与等支給額(注1)}} \geq 2.5\%$ <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかを満たすこと ① $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$ ② 経営力向上について一定の証明がされたものであること
	税額控除限度額	税額控除限度額(調整前) = 控除対象雇用者給与等支給増加額(※)(注1) × 15%(上乗せ要件を満たす場合には25%) ・法人税額の20%を上限)

(注1) 雇用安定助成金額がある場合でも、雇用安定助成金額を控除しないで計算します。

(注2) 雇用安定助成金額がある場合には、雇用安定助成金額を控除して計算します。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の15の6)。

〔適用時期〕

令和3年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます(改正法附則43)。

制度の詳細(通常の場合①)

適用要件 雇⽤者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加

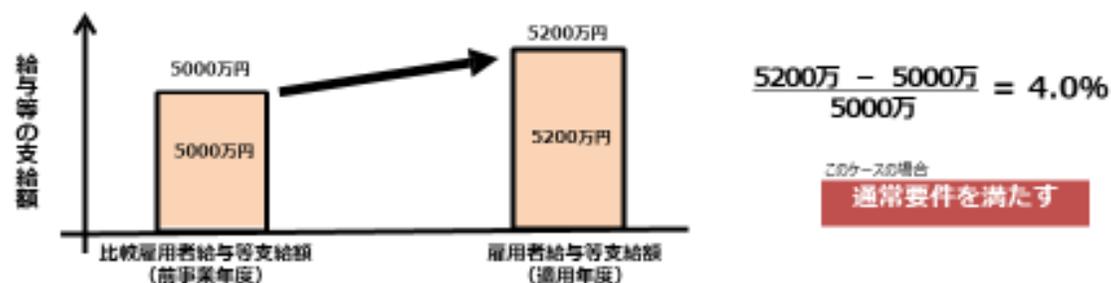
$$\frac{\text{雇⽤者給与等支給額(適⽤年度)} - \text{比較雇⽤者給与等支給額(前事業年度)}}{\text{比較雇⽤者給与等支給額(前事業年度)}} \geq 1.5\%$$

雇⽤者給与等支給額及び比較雇⽤者給与等支給額に、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(雇⽤安定助成金額を除きます。)がある場合には、当該金額を控除して要件の適⽤判定を行います。

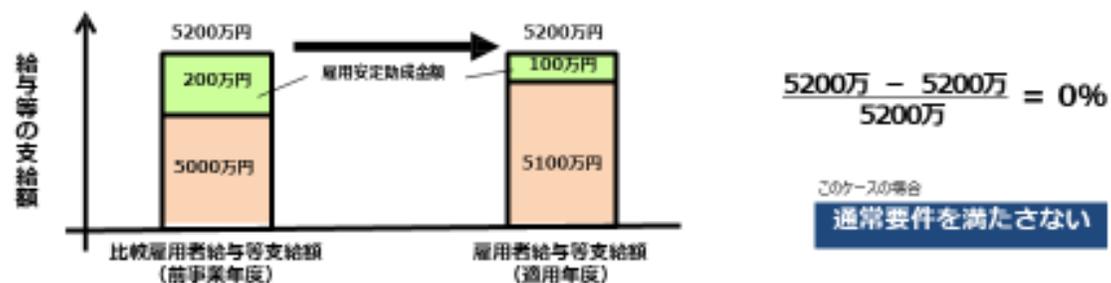
⇒「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について詳しくは、4ページをご確認ください。

(参考) 要件の適⽤判定の計算例

ケース1



ケース2 給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(雇⽤安定助成金額)がある場合



制度の詳細(通常の場合②)

税額控除

控除対象雇員給与等支給増加額の15%を法人税額又は所得税額から控除

$$\text{税額控除額} = \text{控除対象雇員給与等支給増加額} \times 15\%$$

※税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%が上限となります。

(控除対象雇員給与等支給増加額)

適用年度の「雇員給与等支給額」から前事業年度の「比較雇員給与等支給額」を控除した金額をいいます。ただし、調整雇員給与等支給増加額を上限とします。

なお、雇員給与等支給額及び比較雇員給与等支給額に、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、当該金額を控除して計算を行います。

$$\text{① 控除対象雇員給与等支給増加額} = \text{雇員給与等支給額} - \text{比較雇員給与等支給額}$$

※調整雇員給与等支給増加額が上限

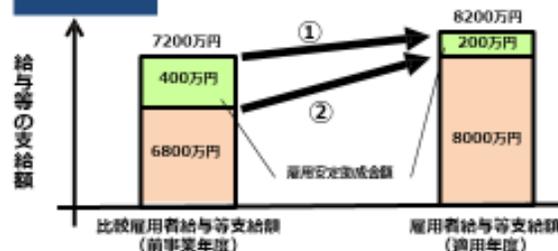
(調整雇員給与等支給増加額)

適用年度の雇用安定助成金額を控除した「雇員給与等支給額」から、前事業年度の雇用安定助成金額を控除した「比較雇員給与等支給額」を控除した金額をいいます。

$$\text{② 調整雇員給与等支給増加額} = \text{雇員給与等支給額} - \text{比較雇員給与等支給額}$$

(参考) 税額控除額の計算例

ケース1



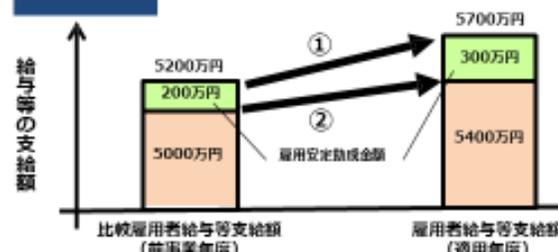
① 8200万 - 7200万 = 1000万
② 8000万 - 6800万 = 1200万

① < ② の場合、控除対象雇員給与等支給増加額は①となるため。

このケースの場合
税額控除額 1000万 × 15% = 150万

ただし、税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%が上限となります。

ケース2



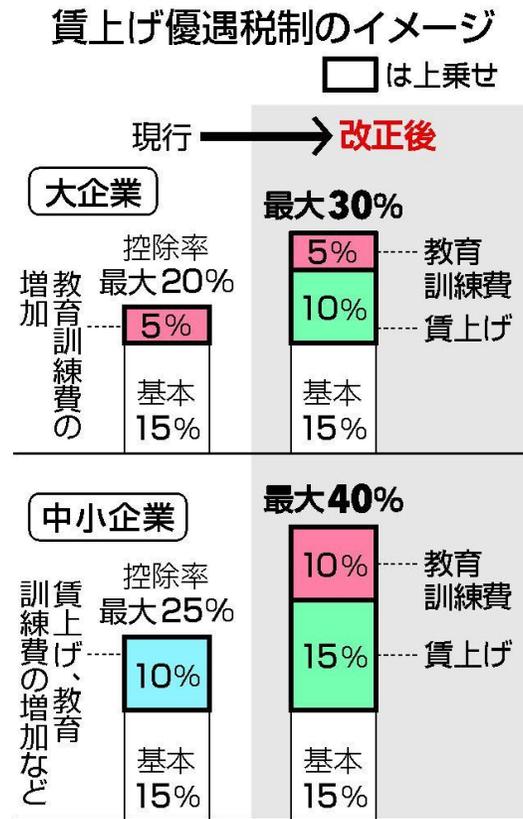
① 5700万 - 5200万 = 500万
② 5400万 - 5000万 = 400万

① > ② の場合、控除対象雇員給与等支給増加額は②が上限となるため。

このケースの場合
税額控除額 400万 × 15% = 60万

ただし、税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%が上限となります。

令和4年度税制改正大綱



人材確保等促進税制（令和4年度）

- “継続雇用者”に対する給与等が対前年度比で3%以上増加

- ステークホルダー要件



給与等の支給額の引上げの方針,

取引先との適切な関係の構築の方針

その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを
経済産業大臣に届け出ていること

中小企業向け所得拡大税制（令和4年度）

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \frac{\text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{(前期の雇用者給与等支給額)}}}{\frac{\text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{(前期の雇用者給与等支給額)}}} \geq 1.5\%$$

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \frac{\text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{(前期の雇用者給与等支給額)}}}{\frac{\text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{(前期の雇用者給与等支給額)}}} \geq 2.5\%$$

教育訓練費が増加した場合の上乗せ

$$\frac{\text{教育訓練費} - \text{比較教育訓練費（前期の教育訓練費）}}{\text{比較教育訓練費（前期の教育訓練費）}} \geq 10\%$$

- 外部講師謝金等・外部施設利用料等
- 研修委託費
- 外部研修参加費

- **経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税 ②雇用確保を促す税制 ③準備金の積立を認める措置を創設する。**

① M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

(参考) 具体的な取組例

- 自社と取得した技術を組み合わせた新製品を製造する設備投資
- 原材料の仕入れ・製品販売に係る共通システムの導入

② 雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給総額の増加額の25%を税額控除**。

(1.5%以上の引上げは15%の税額控除)

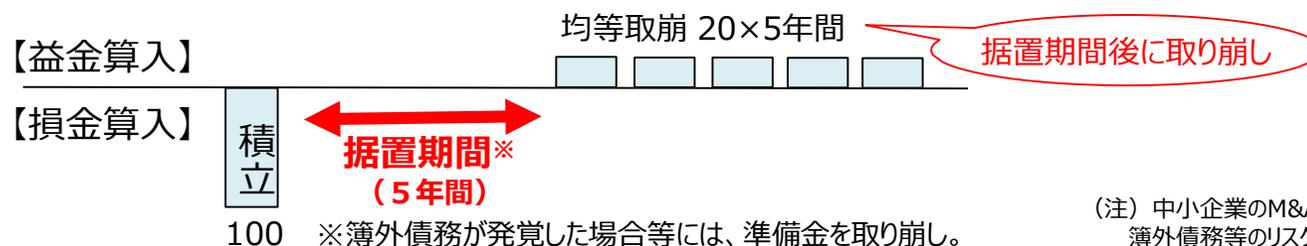
(参考) 具体的な取組例

- 取得した販路で更なる販売促進を行うために必要な要員の確保

③ 準備金の積立 (リスクの軽減)

M&A実施後に発生し得るリスク (簿外債務等) に備えるため、据置期間付 (5年間) の準備金を措置。

M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。



※簿外債務が発覚した場合等には、準備金を取り崩し。

(注) 中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」と「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」について、準備金制度を措置。

2 3

2 4

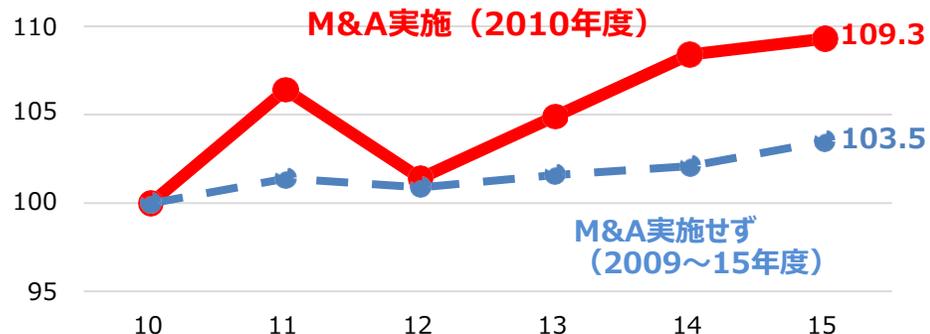
2 6

(参考) 経営資源集約化を推進する背景

① M&Aは生産性向上の重要なツール

○ M&Aを行った中小企業は、行っていない企業に比べて**生産性等が向上**。

M&A実施企業と非実施企業の労働生産性



(注) 2010年度 = 100として指数化

【資料】経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

② これまでの主な取組

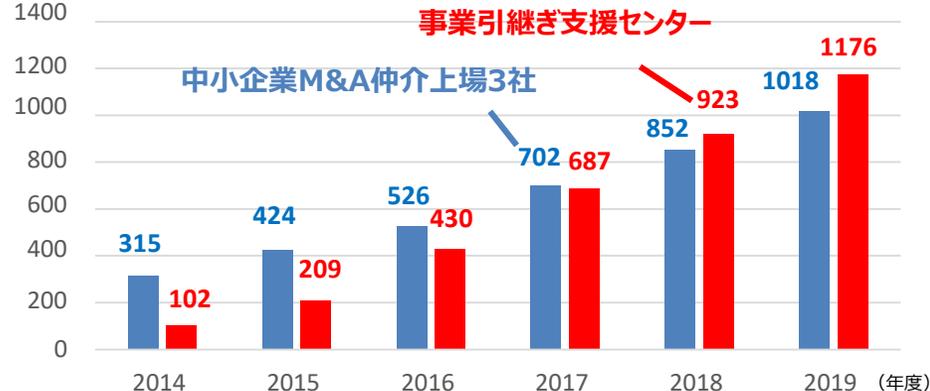
○ これまでも**M&Aの支援策を実施**（引継ぎの準備、マッチングの円滑化、M&A実施後の経営統合）。⇒ **更なる深化が必要**。



③ 中小企業にとって身近になりつつあるM&A ⇒ 見えてきた課題

○ 中小企業の**M&Aは、我が国でも近年増加**し、少しずつ身近になりつつある。
 ○ 他方で、M&A実績の増加につれて、**課題も顕在化**（簿外債務、偶発債務、減損等）。

中小企業M&Aの実施件数の推移



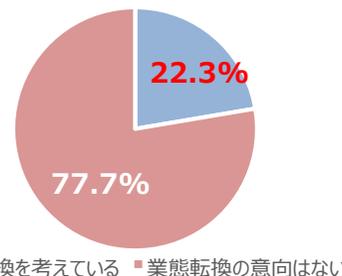
【資料】帝国データバンク「事業承継に関する企業の意識調査（2020年）」

④ 感染症を受けた新たな課題

業態転換の高まり

○ 「新たな日常」に対応するため、業態転換を考えている中小企業は**22%**。

中小企業における業態転換の意向

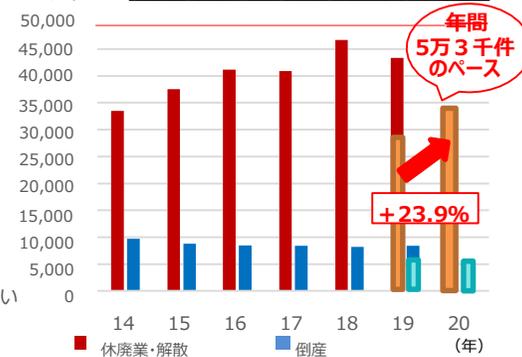


(資料) 東京商工リサーチ「第9回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」

経営資源の散逸リスク

○ **2020年廃業件数は過去最多**転の見通し。

休廃業・解散、倒産件数の年次推移



(資料) 東京商工リサーチ

中小企業事業再編投資損失準備金制度仕訳

- 1億円で株式取得

有価証券 1億円 /現金 1億円

事業再編投資損失 7千万円 /中小企業事業再編 7千万円

投資損失準備金

21

- 積立事業年度終了日の翌日から5年（据置期間）経過後に、5年間で均等に
取り崩して益金算入

適用対象法人

- 青色申告書を提出する中小企業者
- 中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画について中小企業等経営強化法第17条第1項の認定を受けた法人

適用対象となる株式

- 経営力向上計画に従って行う事業承継等 として購入した株式等
- その取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き保有
- 取得価額 10 億円以下

(2-2) 中小企業設備投資税制の延長等 (所得税・法人税・事業税・法人住民税)

- **「中小企業経営強化税制」**について、適用期限を**2年間延長**する。また、**本税制の利便性を向上**させるため、適用の前提となる**計画認定手続を柔軟化**する (例. 工業会の証明書の取得と同時並行で、計画認定に係る審査を行うことにより、手続を迅速化)。
- **「中小企業投資促進税制」**に**「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」**も取り込む形で (不動産業、商店街振興組合等を移管) 制度を一本化した上で、**適用期限を2年間延長**する。

改正概要 【適用期限：令和4年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) ⇒延長 (2年) 生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 経営資源集約化設備 (D類型) 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備 ※計画認定手続を柔軟化			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒延長 (2年) ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加		【商業・サービス業 ・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒廃止	

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

(参考1) 中小企業経営強化税制の延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、**中小企業等 繰強化法の認定を受けた計画に基づく投資**について、**即時償却又は税額控除(10%)**※のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%
- **M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備(D類型)」を追加した上で、適用期限を2年間延長**する。

改正概要 【適用期限：令和4年度末まで】

類型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備 (B類型)	デジタル化設備 (C類型)
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 (160万円以上/10年以内) ◆ 測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) ◆ 器具備品 (30万円以上/6年以内) ◆ 建物附属設備 (60万円以上/14年以内) ◆ ソフトウェア (情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70万円以上/5年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 (160万円以上) ◆ 工具 (30万円以上) ◆ 器具備品 (30万円以上) ◆ 建物附属設備 (60万円以上) ◆ ソフトウェア (70万円以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 (160万円以上) ◆ 工具 (30万円以上) ◆ 器具備品 (30万円以上) ◆ 建物附属設備 (60万円以上) ◆ ソフトウェア (70万円以上)
その他要件	生産等設備を構成するものであること (事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。) / 国内への投資であること / 中古資産・貸付資産でないこと等		

経営資源集約化設備 (D類型)

要件：修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

⇒新たな類型として追加

(参考2) 中小企業投資促進税制の延長

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却（30%）又は税額控除（7%）**※のいずれかの適用を認める措置。
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- 対象となる業種として、**不動産業・物品賃貸業、商店街振興組合等を追加した上で、適用期限を2年間延長**する。

改正概要 【適用期限：令和4年度末まで】

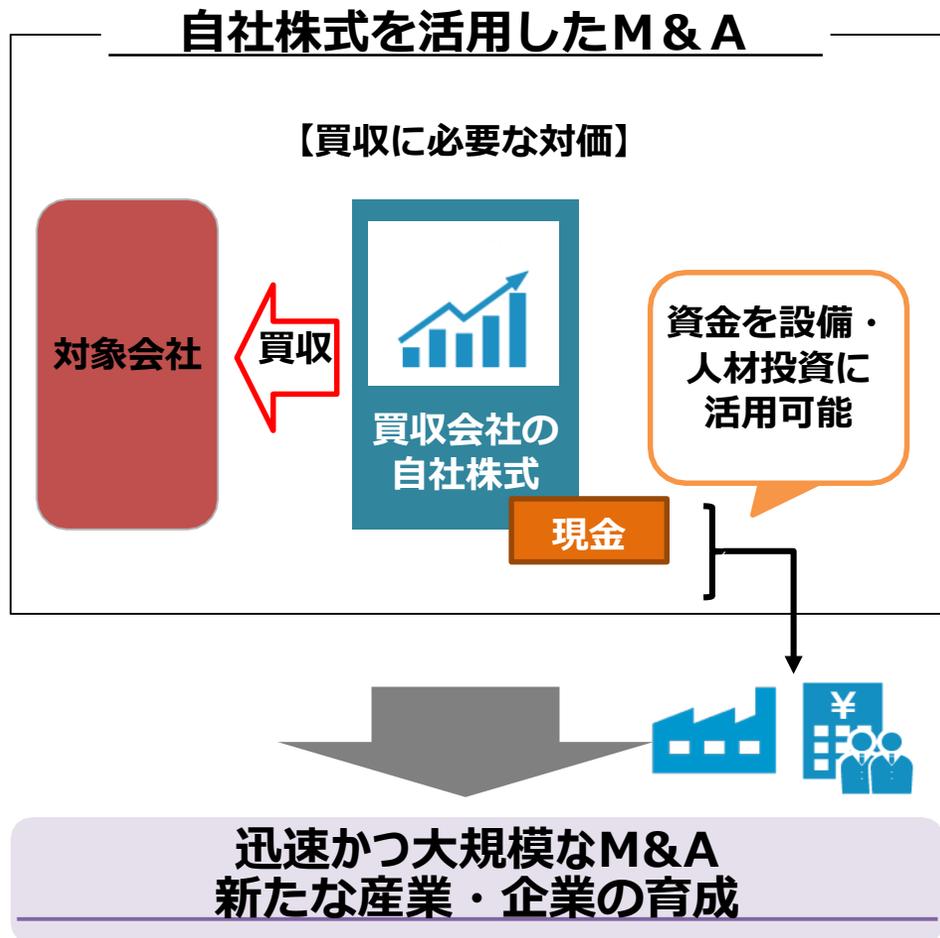
※赤字は今回の追加業種等

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ その他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、 不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業 30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業 30%特別償却

※対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外

(参考) 株式対価M&Aの意義

- 日本企業の収益性の向上を目指し、①迅速かつ大規模なM&Aの促進や、②新たな産業・企業の育成を進める上で、買収会社が自社の株式を買収対価としてM&Aを実施する、株式対価M&Aは有用な手段。



株式対価M&Aの意義

事業再編 機会の拡大

- ◆ 手元資金や借入可能額を上回る大規模な事業再編が実現可能。
- ◆ 株式市場で評価されている新興企業に効果的。

M&A以外 の資金需要 への対応

- ◆ 事業再編を行いつつ、資金を攻めの投資（設備投資・人材投資等）に活用可能。

売り手との シナジー

- 対象会社株主が買収企業の株を持つ結果、
- ◆ 対象会社株主が事業再編によるシナジーを享受できる。
 - ◆ 対象会社株主にも、企業価値向上へのインセンティブが生じ、売り手と買い手の協働による企業価値向上が期待される。

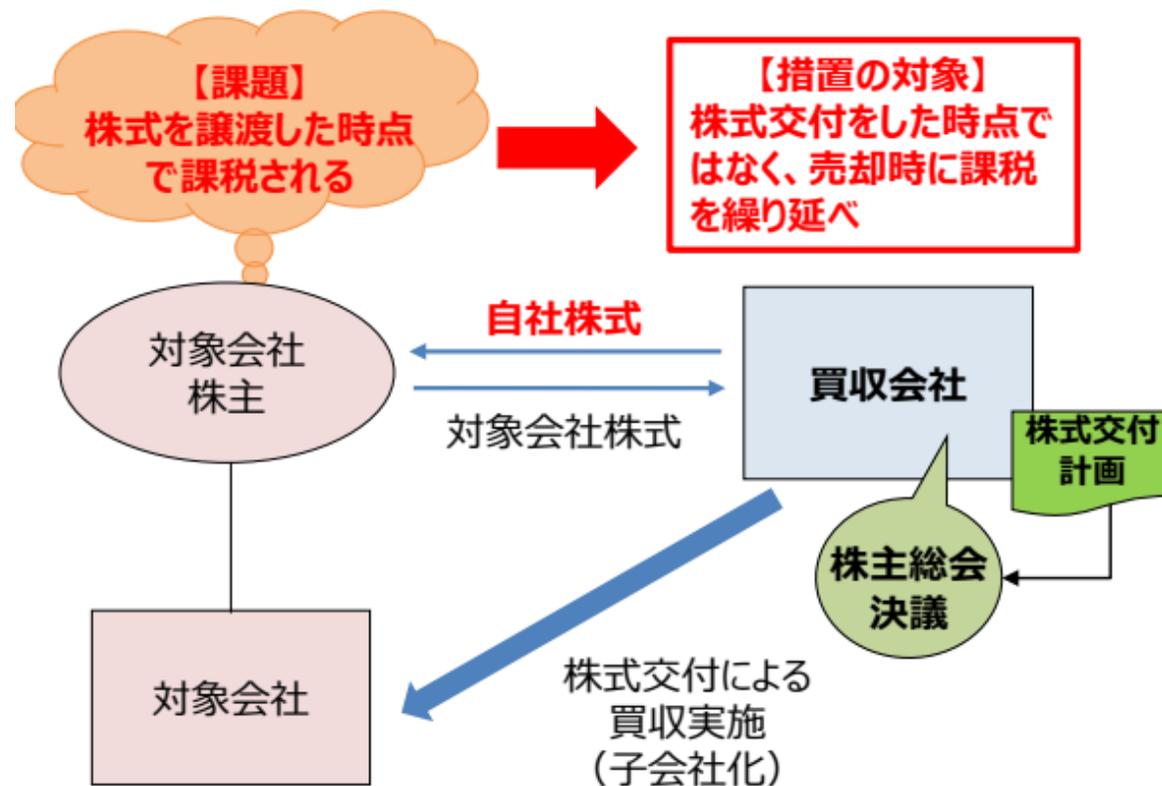
企業の機動的な事業再構築を促すための自社株式等を対価とするM&Aの円滑化

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

- 会社法改正で創設された株式交付制度を用い、買収会社が自社の株式を買収対価としてM&Aを行う際の対象会社株主の株式譲渡益の課税を繰り延べる（株の売却時に課税）。
- 実効的な制度とするため、事前認定を不要とし、現金を対価の一部に用いるものも対象とする（総額の20%まで）とともに、恒久的な制度として創設する。

改正概要

【期限の定めなし】



措置のポイント

- ① 事前認定不要
- ② 恒久的な措置
- ③ 現金を対価の一部に用いることも可能
(総額の20%以下まで)